

千葉県建築審査会の運営に関する要綱

平成20年3月21日

千葉県建築審査会

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県建築審査会条例施行規則（昭和42年千葉県規則第30号）第7条の規定に基づき、千葉県建築審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の議長)

第2条 会議の議長は、会長が行う。

(会議の公開)

第3条 審査会の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

(1) 千葉県情報公開条例施行規則（平成12年千葉県規則第95号）第12条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、審査会が会議を公開することを不相当と認めたとき。

(会議の傍聴者)

第4条 審査会は、会議の公開に当たり傍聴者の定員を制限することができる。

(会議録等の公表)

第5条 審査会の会議録又はその要旨は、公表する。

(事務局)

第6条 審査会の事務局は、都市局建築部建築管理課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会が行う事務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。